

○玉野市パートナーシップの宣誓に関する要綱

令和7年3月31日

告示第63号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりがいきいきと自分らしく暮らしていくために、すべての人が個人として尊重され、お互いを思いやりながら人権を尊重する社会の実現を目指すため、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力し合い、支え合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (2) 性的マイノリティ 性的指向が異性のみでない者又は性自認が出生時に判定された性(戸籍上の性別)と一致しない者をいう。性的少数者ともいう。
- (3) 宣誓 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、市長に対しパートナーシップの関係にあることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓は、一方又は双方が性的マイノリティである2人が次の各号のいずれにも該当する場合に行うことができるものとする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
 - (2) 市内に住居を有していること。
 - (3) 双方に当該宣誓に係る相手方以外の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないこと。
 - (4) 当該宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
 - (5) 双方の関係が民法に規定する直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族でないこと。
- 2 前項第5号に該当する場合で、当該関係が養子縁組によるものであるときは、当該養子縁組の解消後に宣誓することができる。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者(以下「宣誓者」という。)は、市の職員の面前で所定のパートナーシップ宣誓書(以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - (2) 戸籍抄本、独身証明書その他婚姻していないことを確認できる書類
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 宣誓者の一方又は双方が宣誓書を自ら記入することができないときは、市職員及び双方の立会いの下で、これを代筆させることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの(有効期限内であるものに限る。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

4 宣誓者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓者は、市長が特に理由があると認めた場合は、宣誓書において戸籍簿に記載された氏名（以下「本名」という。）と併せて通称名を使用することができる。

2 通称名を使用しようとする者のうち、すでに日常生活において当該通称名を使用している場合は、それが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

(交付等)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓書が提出された場合において、第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めたときは、所定のパートナーシップ宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード（以下「宣誓書受領証等」という。）に宣誓書の写しを添えて、交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により通称名の使用を認めたときは、本名（外国人にあっては、これに準ずるもの。）及び通称名を宣誓書受領証等に記載するものとする。

(宣誓事項の変更)

第7条 宣誓書受領証等の交付を受けた宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があったときは、速やかに所定の変更届に宣誓書受領証等を添えて、提出するものとする。

2 宣誓者は、前項の規定により変更届を提出するときは、市長が必要と認める書類を提出し、又は提示するものとする。

3 市長は、第1項の規定により変更届の提出があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、変更後の宣誓書受領証等を交付するものとする。

(再交付)

第8条 宣誓者は、宣誓書受領証等を紛失、き損又は著しく汚損したときは、所定の再交付申請書により、再交付を申請することができる。

2 前項の申請があった場合は、第4条第3項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書が提出されたときは、宣誓書受領証等を再交付するものとする。

(返還等)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、所定の返還届に宣誓書受領証等を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。

(2) 一方又は双方が市外に転出したとき（次条第1項の届出書を提出する場合又は転勤その他のやむを得ない事情により一時的に転出する場合を除く。）。

(3) 第3条第3号から第5号までのいずれかに該当しなくなったとき。

2 前項の申請があった場合は、第4条第3項の規定を準用する。

3 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該宣誓を無効とし、宣誓書受領証等の返還を求めるものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により宣誓書受領証等の交付を受けたとき。

(2) 宣誓書受領証等を不正に使用及び濫用したとき。

(3) 第3条に規定する要件に該当していなかったことが判明したとき（次条第1項の届出書を提出する場合又は転勤その他のやむを得ない事情により一時的に転出する場合を除く。）。

4 市長は、第1項の規定により返還届が提出された場合であって、宣誓書受領証等の一部又は全部が添付されなかったとき若しくは前項の規定により宣誓書受領証等が返還されたときは、

当該宣誓書受領証等に係る交付番号その他の適当と認める情報について公表することができる。
この場合において、市の定める期間に返還がないときは、宣誓書受領証等が返還されたものとみなす。

（自治体間での相互利用）

第10条 宣誓者は、市とパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している他の自治体に双方が転出する場合において、所定の宣誓書受領証等継続使用届出書を提出したときは、市が交付した宣誓書受領証等を継続して使用することができる。

2 市と協定を締結している他の自治体から転入した者で、当該自治体において宣誓書受領証等に類する書類（以下「宣誓書受領証等類似書類」という。）の継続使用の手続きをしている場合で、転入後も引き続き、パートナーシップの継続を希望するときは、所定の宣誓書受領証等継続使用申請書に次に掲げる書類を添えて、提出するものとする。

（1） 転入前の他の自治体で交付された宣誓書受領証等類似書類

（2） 住民票の写し（申請日3月以内に交付されたものに限る。）

3 前項の規定により、宣誓書受領証等継続使用申請書が提出された場合は、第3条第1項各号に該当するものとみなし、宣誓書受領証等を交付する。

4 第2項の申請があった場合は、第4条第3項の規定を準用する。

5 市長は、宣誓者の同意を得たときは、第1項の規定により継続使用する者に限り、協定を締結している他の自治体に情報提供することができる。

（宣誓書等の保存期間と廃棄）

第11条 市長は、宣誓者のパートナーシップが継続している限り、宣誓書を保存するものとする。
ただし、第9条第1項及び第3項の規定により返還届が提出された場合（同条第4項該当の場合も含む。）は、宣誓書を廃棄することができる。

（啓発）

第12条 市長は、市民等に対し、パートナーシップの宣誓の趣旨に関する啓発を行うものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。